

上場会社の子会社のための 新リース会計基準の導入①

2025年12月16日

大樂公認会計士・税理士事務所
大樂弘幸

目次

	頁
1 課題の理解 (3つの壁)	3
2 会計事務所活用のメリットと導入プロセス	
3 今すぐ始めるべき4つのステップ	
4 契約棚卸	
5 方針決定：リース識別基準	
6 方針決定：リース期間の判定	
7 方針決定：短期リース・少額リースの活用	
8 まとめ	

1. 課題の理解 (3つの壁)

なぜ子会社も対応が必要か

- 適用対象：上場会社およびその連結子会社・関連会社、会計監査人設置会社、会社法上の大会社等
- 連結対応：親会社の会計方針統一（連結会計基準 第17項趣旨）が必要 → 子会社も同一基準での処理が必須
- 監査・開示：期首仕訳、注記、四半期対応の要求水準は親会社並み → 監査対応も同レベル
- スケジュール：2027年4月以後開始事業年度から強制適用（2025年4月から早期適用可） → 準備期間は約1年半
- 対応の遅れによるリスク：連結数値の精度低下、監査指摘、開示遅延 → グループ全体に影響

参照基準：

- 企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」（2024年9月公表）
- 連結財務諸表に関する会計基準 第17項（親子会社の会計処理の統一）

実務現場の3つの壁（全体像）

🔍 第1の壁：契約の洗い出し

- ・範囲特定（契約が部門横断で分散）
- ・リース識別（複合契約、識別基準）
- ・データ収集（網羅性、属人管理）

⚖️ 第2の壁：財税差の調整

- ・会計と税務のズレ管理
- ・税効果会計の複雑化
- ・申告調整負荷の増大

⚠️ 第3の壁：リソース不足

- ・体制（親会社要請×少人数対応）
- ・システム（Excel限界、連携不足）
- ・教育/PMO（親会社に依存）

実務への影響：

- 連結決算スケジュールへの適合（親会社の統一要件）
- 税財不一致による負担増（従来の2~3倍の工数）
- 会計事務所を活用した課題解決が効果的

1

契約の洗い出し

範囲特定
リース識別
データ収集

2

財税差の調整

会計と税務のズレ
税効果会計
申告調整

3

リソース不足

体制・システム
教育・PMO
親会社連携

影響：スケジュール遅延、期首仕訳の精度低下、開示不備のリスク

第1の壁：リース契約の洗い出し

課題

- 📁 契約が部門横断で分散
総務・購買・現場・IT・法務など複数部署で管理
- 👥 リース要素とサービス要素の混在
複合機、SaaS+機器、保守付きリースなど
- 📄 勘定科目に埋没
賃借料、委託費、通信費、消耗品費など
- 📁 契約書の保管方法が不統一
紙・電子混在、管理番号未整備、期限管理不足
- ⚠️ リースの識別判定に専門知識が必要
会計部門以外では判断基準が不明確

実務的な対応ポイント：契約の洗い出しは早期に着手が必須 / 親会社に洗い出し基準の確認が有効 / 会計事務所の支援を活用して効率化

対応策

- 🔍 会計上の定期支払いによる網羅的抽出
勘定科目×部署×契約様式で候補を特定
- 📋 リース識別チェックリストの運用
定義・代替権・指図権の3ステップで判定
- 📄 リース台帳の一元化
契約ID付番、契約条件のデータ構造化
- 🤖 AI/デジタル技術の活用
契約書自動読取・メタデータ抽出の効率化
- 👤 会計事務所の専門知識活用
識別判定の基準策定・判定支援・教育

第2の壁：財税差の調整

課題

📑 会計処理

使用权資産＋リース負債をオンバランス計上
減価償却費と支払利息を分けて認識・計上

📑 税務処理

従来ルールを継続（FL/OL区分を維持）

OLは賃借料、FLは償却資産として扱い

損金算入のタイミングも異なる

FL・・・ファイナンスリース

OL・・・オペレーティングリース

⚠️ 税財不一致の発生

同一取引でも会計と税務で認識・測定が異なる

一時差異の発生、税効果会計の複雑化

申告調整や別表作成の負荷増大

対応策

🔄 契約単位での会計/税務フロー突合

契約毎に会計処理（仕訳）と税務処理（償却・損金）を並べて整理
OLとFL判定基準書と判定結果を文書化
使用权資産/負債と税務上の差異台帳を整備

📄 申告様式・別表テンプレート整備

仕訳パターン毎の申告調整手順を標準化
別表四の差異項目をパターン化して準備
差異台帳の更新手順を文書化・自動化

🛡️ 監査・税務レビューへの備え

リース判定→計上→調整までの証憑セット標準化
リスク評価に基づく重点検証対象の事前特定
内部統制に組み込み、運用状況評価を準備

第3の壁：リソース不足

課題



Excel管理の限界

契約数が増加するとExcel管理では限界。計算式の複雑化、シート分散、バージョン管理の問題が発生。属人化により担当者不在時のリスクも高まる。



手戻り多発

契約の識別判断や期間見積りの修正が発生すると、関連する計算・仕訳・開示がすべて手作業で再作成となり、作業負荷が急増する。



親会社要請と子会社の現実

親会社からのスケジュール・様式要求は厳格だが、子会社側の人員・システム整備は限定的。実務担当者が日常業務と並行して対応するのは困難。

対応策



PMO設置と役割分担

経理×法務×IT×各事業部のチーム編成。責任・承認・実行・情報共有の明確化。親会社との調整窓口の一本化で負荷軽減。



デジタル活用

契約書からのAI自動抽出、RPA連携による仕訳自動化、台帳システム導入による管理一元化。再計算・再測定の自動化で手戻り工数を削減。



会計事務所の戦略的活用

繁忙期の人材プール活用、専門知識の補完、親会社向け報告資料作成支援など、外部専門家のリソースを効果的に活用し内部負担を軽減。

- リソース不足解消のポイント：**
- ・実務の現場を知る担当者と外部専門家の協業体制が鍵
 - ・手作業とデジタル活用の最適バランスを各社の実情に合わせて設計

大樂弘幸 プロフィール

公認会計士・米国公認会計士・税理士

監査法人及びFASで18年以上の経験、及び金融庁企業開示課で2年間の開示行政を経験した。企業開示課ではASBJの会議やIASBの国際会議に参加するなど日本基準及び国際会計基準の基準設定に精通する。現在は独立して会計事務所を設立し、監査業務、IPO支援、税務業務、上場企業の社外監査役業務を行う。

免責事項

- 当資料は、基準等に従った一般的な解釈について述べたものです。貴社の財務・事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。
- 執筆時点で公となっている情報に基づいて作成しています。
- 当コラムには執筆者の私見も含まれており、完全性・正確性・相当性等について、当事務所は一切の責任を負いません。また、利用者が被ったいかなる損害についても一切の責任を負いません。
- 当資料に掲載されている内容や画像などの無断転載を禁止します。

お問い合わせ先：

大樂公認会計士・税理士事務所

158-0097

東京都世田谷区用賀4-5-21 第一小林ビル403号
所長 大樂 弘幸（だいらく ひろゆき）

090-9820-3910 / 03-5797-9487

hiroyuki.dairaku@dairaku-accfirm.com

<https://www.dairaku-accfirm.com/>